

答申第 120号

(諮問第 144号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 3 月 30 日付けで行った公文書非公開決定処分は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 22 日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

労働安全衛生法の規定に基づいて、大分県庁本庁舎がある事業場（知事部局で最も常時使用する労働者数が多い事業場）において、大分県人事委員会へ提出した令和 4 年 3 月 22 日時点で選任している衛生管理者の選任報告の表面（添付資料は不要）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対し、令和 4 年 3 月 30 日付けで、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき公文書不存在（必要な衛生管理者の人数を満たしておらず、人事委員会への報告も行っていないため）を理由として非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 4 年 4 月 9 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、上記の非公開決定処分を取り消し、対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。）第 7 条

第1項第4号の規定により、事業場の規模に応じた人数の衛生管理者の選任が実施機関に課せられている。

また、衛生管理者を選任したときは、規則第7条第2項の規定により、大分県人事委員会（以下「人事委員会」という。）へ選任報告することとなっているから、対象公文書が不存在ということは、規則の規定に抵触する状態であり不合理である。

第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね以下のとおりである。

規則第7条第1項第4号の規定により、大分県庁本庁舎については、4人以上の衛生管理者の選任が必要であり、令和4年3月22日時点で必要な衛生管理者の人数を満たしていない旨、非公開決定通知をしたところである。しかし、実際は衛生管理者4人を選任していた。

一方、規則第7条第2項の規定による人事委員会への選任報告書については、公文書公開請求日時点では、提出できていなかった。

よって、公文書公開請求があった文書は、県が未作成の文書であり、不存在により非公開としたものである。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論はなかった。

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、大分県庁本庁舎について、規則第7条第2項の規定に基づいて人事委員会へ提出した令和4年3月22日時点で選任している衛生管理者の選任報告の表面である。

2 公文書不存在による非公開決定の適否について

規則第7条第1項第4号の規定により、事業者は、事業場の規模に応じて定められた人数以上の衛生管理者を選任することとされている。また、同条第2項の規定により、衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、報告書を所轄労働監督機関に提出しなければならないとされている。

実施機関は、弁明書において、大分県本庁舎における衛生管理者について、人事委員会への選任報告書は、公文書公開請求日時点では提出できていなかったと主張している。

上記の実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、また、実施機関の弁明書に添付された資料のとおり、令和3年度における衛生管理者の選任報告書が、令和4年4月1日付けで人事委員会あて提出されていることからしても、本件公開請求の請求日時点では対象公文書を提出できていなかったとする実施機関の説明

は、信用できるものである。

したがって、本件公開請求の請求日時時点で本件対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の存在に関する主張の他に種々の主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の非公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 附言

実施機関は、弁明書において、衛生管理者の選任の状況について、非公開決定通知では必要な衛生管理者の人数を満たしていない旨を通知したが、実際は4人の衛生管理者を選任していたと説明している。

この内容は、不存在を理由とする非公開決定の適否の判断に直接影響を及ぼすものではないが、実施機関においては、今後の公文書公開決定等に当たって、慎重な事務処理に努められたい。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年6月 9日	諮 問
令和4年8月 9日	事案審議（令和4年度第3回審査会）
令和4年8月31日	答申決定（令和4年度第4回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	